

議案第151号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所の項中大阪市立新家保育所の項、大阪市立十三保育所の項、大阪市立茨田東保育所の項、大阪市立田辺東保育所の項、大阪市立平野東保育所の項及び大阪市立長吉第2 保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1 保育所の項中大阪市立茨田東保育所の項を削る改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

新家保育所ほか5施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立児童福祉施設条例 (抄)

別表第1 (第1条関係)

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立新家保育所</u>	<u>大阪市福島区吉野5丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立十三保育所</u>	<u>大阪市淀川区野中南2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立茨田東保育所</u>	<u>大阪市鶴見区茨田大宮4丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立田辺東保育所</u>	<u>大阪市東住吉区東田辺3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立平野東保育所</u>	<u>大阪市平野区平野市町3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立長吉第2保育所</u>	<u>大阪市平野区长吉六反4丁目</u>
	省	略
省		略